

公益社団法人熊取町シルバー人材センター

配分金規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人熊取町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金に関する事項を定めるものである。

(支払いの原則)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、原則として会員が指定する金融機関に振り込む方法をもって支払うものとする。

2 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払日の原則)

第3条 センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月1回就業した翌月の末日に支払うものとする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 仕事の受注に際し、会員の就業に対する配分金相当額を見積もる場合には、その地域における最低賃金等を勘案し、社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積基準の決定)

第5条 会員の就業に対する配分金の見積基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

附 則

この規約は、社団法人熊取町シルバー人材センター設立許可のあった日から施行する。

附 則

第3条の規定は、平成19年4月1日から施行し、支払日については、見直しの必要が生じたときには、再度検討する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。